

### **3. 医療費の助成(給付)について**

#### **1) 重度心身障害者医療費助成制度**

重度の心身障がいのある方に対し、保険診療の医療費本人支払い分の全額、または一部を助成します。  
(入院中の食事代および保険のきかない費用は除く。)

《対象》

- ・身体障害者手帳 1から2級の方または3級の内部障がいのある方
- ・知能指数(IQ)がおおむね35以下等の知的障がいのある方
- ・精神福祉手帳1級の方(入院除く)

《手続きに必要なもの》

身体障害者手帳(又は療育手帳、国民年金証書等)、健康保険証、印鑑

**【担当】洞爺湖町栄町58番地**

**洞爺湖町役場 住民税務課**

**長寿・医療助成係 電話 74-3002**